



埼玉県発行

目次

告示

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名

(選管委)

○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務代理者の住所及び氏名

(選管委)

○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者の住所及び氏名

(選管委)

○衆議院小選挙区選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場

所

○衆議院比例代表選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場

所

○衆議院比例代表選出議員における衆議院名簿届出政党等の名称

等の掲示の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所

(選管委)

○衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじの日時及び場所

(選管委)

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額

(選管委)

○平成二十一年八月十七日現在における選挙人名簿登録者数の五十分の一、三分の一の数等

(選管委)

告示

埼玉県選管告示第百十七号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十一年八月十八日

埼玉県選管管理委員会委員長 加藤 憲

選挙区名	職務	住所	氏名
第一区	選挙長	埼玉県北本市宮内三丁目一四二番地二六	加藤 憲
第二区	選挙長の職務を代理すべき者	埼玉県さいたま市中央区新中里三丁目七番二五号	菊地 仁美
第三区	選挙長	埼玉県熊谷市宮前町一丁目一四七番地	島野 直
第四区	選挙長の職務を代理すべき者	埼玉県羽生市西三丁目二三番地五号	影沢 政司
第五区	選挙長	埼玉県さいたま市緑区大字南部領辻二九四七番地二	村上 明夫
第六区	選挙長の職務を代理すべき者	埼玉県久喜市南四丁目六番三号	有山 達也
第七区	選挙長	埼玉県越谷市蒲生西町二丁目二番二二号	高橋 幸寿
第八区	選挙長の職務を代理すべき者	埼玉県日高市大字新堀四三九番地一	土肥 弘幸
第九区	選挙長	東京都八王子市片倉町五六一番地三七	伊東 弘道
第十区	選挙長	埼玉県越谷市大沢五三九番地三	鈴木 智行
第十一区	選挙長の職務を代理すべき者		
第十二区	選挙長		
第十三区	選挙長の職務を代理すべき者		
第十四区	選挙長		
第十五区	選挙長の職務を代理すべき者		

埼玉県選管告示第百十八号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十一年八月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

職務	住所	氏名
選挙分会長	埼玉県北本市宮内三丁目一四二番地二六	加藤 憲
選挙分会長の職務を代理すべき者	埼玉県さいたま市緑区大字南部領辻二九四七番地二	村上 明夫

埼玉県選管告示第百十九号

平成二十一年八月三十日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び審査分会長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十一年八月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

職務	住所	氏名
審査分会長	埼玉県熊谷市宮前町一丁目一四七番地	島野 直
審査分会長の職務を代理すべき者	埼玉県越谷市蒲生西町二丁目二番二二号	高橋 幸寿

埼玉県選管告示第百二十号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一日時 平成二十一年八月十八日 午後七時二十分

二 場所 埼玉県庁本庁舎庁議室

埼玉県選管告示第百二十一号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一日時 平成二十一年八月二十日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

埼玉県選管告示第百二十二号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一日時 平成二十一年八月十八日 午後七時

二 場所 埼玉県庁本庁舎庁議室

埼玉県選管告示第百二十三号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一日時 平成二十一年八月十八日 午後八時

二 場所 埼玉県庁本庁舎庁議室

埼玉県選管告示第百二十四号

平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に
関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十一年八月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

選挙区	制限額
第一区	二五、四〇七、五〇〇円
第二区	二五、九〇七、九〇〇円
第三区	二五、九〇七、二〇〇円
第四区	二四、三一九、四〇〇円
第五区	二四、二四九、八〇〇円
第六区	二五、四六六、七〇〇円
第七区	二五、一八〇、一〇〇円
第八区	二四、三〇九、四〇〇円
第九区	二五、二〇四、四〇〇円
第十区	二四、〇二五、五〇〇円
第十一区	二四、五四九、七〇〇円
第十二区	二四、七二九、二〇〇円
第十三区	二四、五四三、四〇〇円
第十四区	二五、二九一、三〇〇円
第十五区	二四、五六〇、六〇〇円

埼玉県選管告示第百二十五号

平成二十一年八月十七日現在の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七
十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一
条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和三十一年法律第六十二号)第八十条第一項の規定における選挙権を有する者
の総数の五十分の一の数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に
三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりであ
る。

平成二十一年八月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者
の総数の五十分の一の数

一一六、二〇二人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十条第一項における選挙権を有する
者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗
じて得た数とを合算して得た数

一、〇三五、〇一五人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数
(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて
得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

選挙区 数

南第一区	六四、七四七人
南第二区	一三四、〇一二人
南第三区	二二、六八四人
南第四区	三六、六八二人
南第五区	二九、五七八人
南第六区	四一、五七六人
南第七区	二五、四九七人
南第八区	二四、八一八人
南第九区	三九、〇九七人
南第十区	四六、〇五九人
南第十一区	二八、九八七人
南第十二区	三〇、五〇七人
南第十三区	六〇、六六一人
南第十四区	三一、三七八人
南第十五区	一九、二三五人
南第十六区	三〇、二〇九人
南第十七区	一九、〇三四人
南第十八区	四二、四一九人
南第十九区	一九、三五五人
南第二十区	三一、一一五人

南第二十一区
南第二十二区
南第二十三区
西第一区
西第二区
西第三区
西第四区
西第五区
西第六区
西第七区
西第八区
西第九区
西第十区
西第十一区
西第十二区
西第十三区
西第十四区
西第十五区
北第一区
北第二区
北第三区
北第四区
北第五区
北第六区
東第一区
東第二区
東第三区
東第四区
東第五区

発行日	毎週 火曜日・金曜日	購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)	発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 ○四八―八二四―二二―一(代表)	印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 ○四八―八六―二二九〇(代表)
				一六、五九五 三三、九八一 二〇、五五四 九二、七一一 四〇、四三〇 二二、六七五 四三、二八三 一五、三八七 二八、五三三 二三、〇五四 九一、一九四 一五、五一五 一三、七五一 二七、一二七 一八、七五五 一二、一一五 二四、〇九三 二七、三六五 一八、八三七 一二、七五七 一五、二八九 二一、六二四 四九、二五七 五五、四二九 二三、七九四 一五、三二六 一八、五二二 一五、三七二 一九、五三九	東第六区 東第七区 東第八区 東第九区 東第十区 東第十一区 東第十二区 東第十三区 東第十四区 東第十五区	一七、六六七 二八、六七四 五五、〇八四 八六、五二二 二一、四五〇 三五、二九二 一七、二六二 一五、〇八五 三一、四九八 一六、九九八	